

優が丘 生活介護事業 重要事項説明書

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1 サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会
所 在 地	岐阜県多治見市太平町 2 丁目 39 番地の 1
電 話 番 号	0572-25-1131
代表者氏名	会長 渡邊 哲郎
設 立 年 月	昭和 43 年 3 月 11 日

2 利用施設

事業所の種類	多機能型 指定生活介護及び指定就労継続支援B型事業所 平成 26 年 4 月 1 日指定
事業所の名称 (事業所番号)	社会福祉法人多治見市社会福祉協議会 優が丘 2111100240
事業所の所在地	岐阜県多治見市旭ヶ丘 7 丁目 16 番地の 71
連絡先	電話番号 0572-29-1424 FAX 0572-29-1819
管理 者	濵谷和臣
サービス管理責任者	杉山紀弘
サービスの実施地域	多治見市 他
主たる対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者
利 用 定 員	生活介護 13 名
開設年月日	平成 26 年 4 月 1 日

3 サービスの目的・運営方針

目的	関係法令を遵守し、円滑な運営管理を図り、利用者の意思及び人格を尊重して常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保することを目的とします。
運営方針	① 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、介護サービスや創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。 ② 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する当該市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建 物	構 造	木造平屋建て
	敷地面積	581. 91 m ²
	延べ床面積	236. 50 m ²

(2) 施設設備の概要

	部 屋 数	備 考
訓練・作業室	1 室	厨房 カウンター 等 区切って 2 部屋として
訓練・生活室	1 室	電動ベッド 3 台 等 使用可能。
浴室	1 室	座位浴槽 1 台
脱衣室	1 室	電動ベッド 2 台
事務室	1 室	
相談室	1 室	静養室・多目的室として使用可。
更衣室	2 室	
倉庫	1 室	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. 職員の体制

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
管 理 者	1 名 (兼務)		0. 5 名	事業全般統括
サ 一 ビ ス 管 理 責 任 者	1 名 (兼務)		0. 5 名	個別支援計画の作成及びサービス提供の管理
看 護 職 員	1 名		1 名	日常生活上の健康管理
作 業 療 法 士				日常生活上の必要な訓練
生 活 支 援 員	6 名		6 名	日常生活上の支援
医 師		1 名	0. 0 1 名	嘱託医

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

6 営業日と営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで。ただし、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までは除きます。
営業時間	8 時 30 分から 17 時 15 分まで
サービス提供日	月曜日から金曜日まで。ただし、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までは除きます。
サービス提供時間	8 時 30 分から 17 時 15 分まで
※ 必要に応じて、上記にかかわらず営業し、サービスを提供する場合もあります。	

7 サービス提供の内容

(1) 個別支援計画とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から個別支援計画を定めてサービスを提供します。

個別支援計画は、市町村が決定した生活介護の支給量（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。個別支援計画は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

(2) サービスの種類及び内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者的心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行います。 (日常生活訓練、社会適応訓練等)
介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排せつ等生活全般にわたる援助を行います。
入浴サービス	入浴の介助又は清拭などを行います。利用者の希望及び心身等の状況に応じて、機械式浴槽（座位式）を使用して入浴することができます。 ただし、入浴サービスは重複障がいの方、もしくは家庭での入浴が困難な方を対象とさせていただきます。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
創作的活動	創作的活動の機会を提供します。
生産活動	軽作業等の生産活動の機会を提供します。 <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連續して利用がなかった場合は、居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
送迎サービス	公共交通機関の利用や家族等の送迎が困難な場合には、土岐川以北を範囲内として送迎サービスを行います。ただし、特段の事情がある場合は、その都度検討します。

8 利用者負担額

(1) 介護給付費による利用者負担

介護給付費によるサービスを提供した際は、当該指定生活介護等に係る利用者負担額をお支払いただきます。また、法定代理受領を行わない介護給付費対象サービスを提供した際は、当該指定生活介護等に通常要する額（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定生活介護等に要した額（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定就労移行支援等に要した額）をお支払いただきます。

(2) 介護給付対象外の利用者負担

創作的活動、自立支援に関わる活動に必要な諸経費	実費
日常生活上必要となる諸経費 利用者の日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当であるものにかかる費用 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実費
入浴サービスに係る光熱水費	1回につき 100円
送迎サービスに係る費用 移動に要する実費（燃料費）	通常地域（多治見市全域） 1回（片道） 100円 上記以外の地域 1回（片道） 200円
通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援による交通費	① 公共交通機関等の場合 実費 ② 事業者自動車の場合 1回（片道） 200円
その他 ・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代 ・その他	実費

9 利用者負担額のお支払

前記（1）（2）の料金は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 当事業所窓口での現金支払い

② 下記指定口座への振込み

東濃信用金庫 若松町支店 普通預金 0172197

優が丘 社会福祉法人多治見市社会福祉協議会 会長 今枝寛彦

③ 金融機関口座からの口座振替

ご利用の口座から口座振替できるように「口座振替依頼書」がありますのでご利用ください。

10 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、生活介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更すること ができます。この場合には、サービスの実施日の前日 17 時までに事業者に申し出てください。ただし、前日が休日等であった場合は、利用日当日9時までに申し出てください。
- ② 利用日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いただく場合があります。ただし、前日が営業日でなかつた場合若しくは利用者の体調不良等やむをえない場合には取消料はいただけません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかつた場合	利用者負担相当額

11 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスが実施できない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求いたします。

(2) 受給者証の確認

「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」「障害程度区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所従事者にお知らせください。

また、当事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、提示くださいますようお願いします。

12 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて、その内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。
※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、営業日午前 8：30～午後 5：15 です。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

13 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

かかりつけ医療機関	医療機関名： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊 急 連 絡 先	住 所： 電 話 番 号： 氏 名： 続 柄：

14 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 濵谷和臣
-------------	----------

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(4) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や発生時の検証、再発防止策の検討を行います。

15 身体拘束等の適正化について

身体拘束等の適正化を図るために、下記の対策を講じます。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置します。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

16 要望・苦情等申立に関する相談窓口

当事業所 ご利用相談窓口	・窓口担当者 サービス管理責任者 ・ご利用時間 8:30~17:15 ・電話番号 0572-29-1424 FAX 0572-29-1819 ・担当者が不在の場合は事業所までお申し出ください。	
社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会 第三者委員	いしがいしまこ 石外志真子（知識経験者） みやじまじゅん 宮嶋淳（社会福祉士）	連絡先 090-6091-0233
多治見市役所 福祉課	・所在地 多治見市日の出町2丁目15番地 ・電話番号 0572-22-1111	
岐阜県 運営適正化委員会	・所在地：岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 ・電話番号：058-278-5136 ・FAX：058-278-5137	

17 第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

18 協力医療機関緊急時の対応

医療機関の名称	小林医院		
院長名	小林 幸雄		
所在地	岐阜県多治見市旭ヶ丘8丁目29-5		
電話番号	0572-27-5312		
診療科	内科	入院設備	無

19 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none">・自動火災報知機 有・ガス漏れ報知機 有・カーテン等は防炎性能のある物を使用しています。・誘導灯 有・非常通報装置 有
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：全国社会福祉協議会 オネスト保険サービス 加入保険内容： 傷害保険 賠償責任保険及び生産物賠償保障保険

20 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の使用方法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。必要なもの以外は施設に持ち込まないようお願いします。
喫煙	禁煙にご協力ください。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定障害者福祉サービス生活介護サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：社会福祉法人多治見市社会福祉協議会

優が丘

説明者職名：

氏 名：

印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス生活介護サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：

氏 名：

代理人住所：

氏 名：

続 柄：